



高等学校における 通級による指導について

このリーフレットは、高等学校の全ての教員が、平成30年度から制度化された、「通級による指導」に関する理解を深め、生徒一人一人の特性や教育的ニーズに応じた支援が充実することを目的とするものです。

1 高等学校における「通級による指導」

Q

&

A

Q1

「通級による指導」はどのような形で行われるのですか？

A

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な指導を特別の指導の場（通級指導教室）で受ける指導形態です。

Q2

「通級による指導」はどのような指導を行なっているのですか？

A

一人一人の障害の状態等に応じ、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行います。

Q3

「通級による指導」の対象となる生徒は、どのような生徒ですか？

A

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもことになります。

なお、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断することが必要です。

Q4

「通級による指導」はどのような教育課程になりますか？

A

「通級による指導」を受ける生徒の教育課程は、当該生徒の障害に応じた特別な指導を、高等学校又は中等教育学校後期課程の教育課程に加え、又はその一部に替えて編成します。特別な指導の修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校後期課程が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができます。

Q5

「自立活動」とはどのような内容になりますか？

A

「自立活動」とは、「個々の生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」ことを目標として、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。内容としては、特別支援学校学習指導要領において、以下の6区分27項目が設定されており、各教科・科目のようにその全てを取り扱うのではなく、個々の生徒の状態や発達の程度等に応じて必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて指導内容を設定することとされています。

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること
- (5) 健康状態の維持・改善に関すること

2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関すること
- (2) 状況の理解と変化への対応に関すること
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること
- (2) 他者の意図や感情の理解に関すること
- (3) 自己の理解と行動の調整に関すること
- (4) 集団への参加の基礎に関すること

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること
- (4) 身体の移動能力に関すること
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること
- (2) 言語の受容と表出に関すること
- (3) 言語の形成と活用に関すること
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること



Q6

通級による指導の充実を図るためにはどのようなことが大切ですか？

A

個別の教育支援計画(つなぎ愛シート)、個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが大切です。

また、「通級による指導」を受けている生徒は、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業を通級指導教室で受けています。校内で「通級による指導」の成果を効果的に生かしていくためには、学校組織全体で通級指導教室の役割や、「通級による指導」を受ける生徒について情報共有することが大切です。

(参考)

高等学校学習指導要領

第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導 より一部抜粋

ウ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科・科目等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

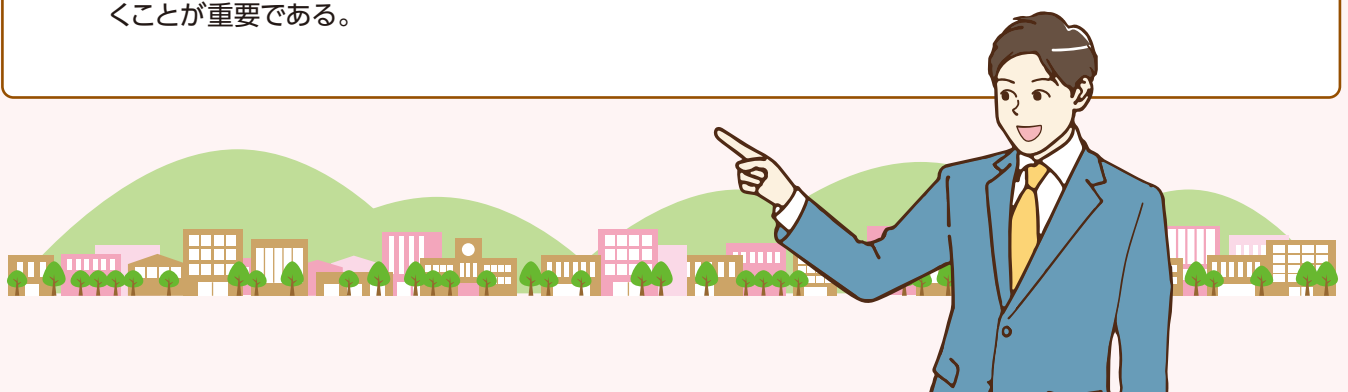


高等学校学習指導要領解説 総則

第6章 生徒の発達の支援 第2節 特別な配慮を必要とする生徒への指導

1 障害のある生徒などへの指導 より一部抜粋

- ・障害のある生徒などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある生徒など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、全ての生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。
- ・生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要である。



2 通級による指導事例

例 01 } 変化する状況を理解し、適切に対応することを目指した指導事例

1 通常の授業等における実態

日々の日課と異なる学校行事や、日課の中で急な予定の変更があると、不安になり、うまく行動に移せない場合がある。

一つのことに取り組み始めると、そのことに集中してしまい、時間の経過に合わせた行動が難しい面が見られる。

2 指導目標 自らスケジュールを確認し、変更・調整できる。

3 生徒の状態等に応じて必要とする自立活動の内容及び項目

○心理的な安定

- ・情緒の安定に関すること
- ・状況の理解と変化への対応に関すること

○環境の把握

- ・感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

4 実際の取組

- ・予定されている内容をスケジュール表に書いて視覚化し、その時に適した行動の仕方を事前に考え、短い文章で記すようにする。
- ・日常の生活場面で使いやすいスケジュール表のサイズや項目内容、表へ記入するタイミングや、記載した内容を確認するタイミングを考える。
- ・スケジュールの変更が予想される事態や状況等を踏まえ、事前に体験する機会を設ける。



図

スケジュール表

6月10日(木)			
時間	内容	具体的な行動	✓
8:55	教室変更	①〇〇教室へ移動する。 タブレットを持参する。	<input checked="" type="checkbox"/>
13:30	集会 (クラブ活動の 壮行会)	①ユニフォームに着替える。 ②体育館に、クラブのメンバーで集合する。	<input type="checkbox"/>
18:30	部室の掃除	①床のモップ掛け 18:30~ ②棚の雑巾がけ 18:45~ ③窓の施錠確認 19:00	<input type="checkbox"/>

(時間の経過に合わせて具体的な行動を記し、適切な行動と結びつける。)

聞き取った内容や、自ら担任等へ確認した内容を、具体的な行動と合わせてスケジュール表に記載する。

日常的にスケジュール表を用いることで、事前に適した行動を確認しながら落ち着いて対応できる場面が増えている。

例 02 } 自分が得意とする学習方法を理解し身に付けることで、学校生活全般において自分に自信をもつことを目指した指導事例

1 通常の授業等における実態

英語の授業において、アルファベットは一文字ずつなら読めるが、単語になると音と文字との意味付けがわかりにくい。例えば「book(ブック)」等、日常的に使われている単語については、「ブック」と言われると「本」をイメージすることができるが、音と単語が一致しておらず、英語で書かれた単語(book)を見ても「ブック」と読むことが難しく、意味を想起できない。学校生活全般を通じて、自分に対する自信がもてていない面が見られ、自分の思う結果が得られないことから情緒が不安定になることがある。

2 指導目標 得意とする学習方法を理解することで、自分に自信をもつことができる。

3 生徒の状態等に応じて必要とする自立活動の内容及び項目

○環境の把握

・感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること

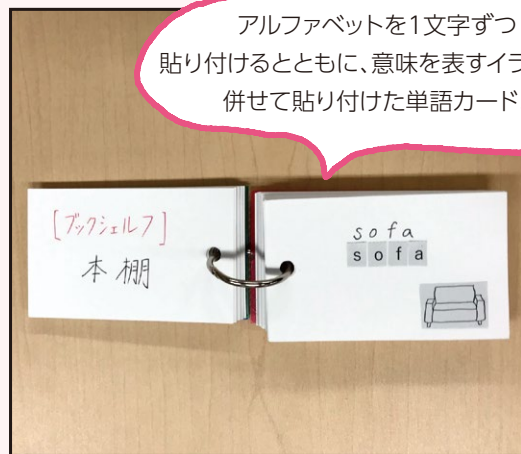
○心理的な安定

・情緒の安定に関すること

・障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること

4 実際の取組

- ・視覚的な手掛かりとともに操作を伴う作業を活動に組み込むことにより、自ら注意して見聞きしたり、見比べたりする行動を促し、スペルの違いに気づいたり、正答を確認したりする。
- ・取組を振り返る評価場面を設定し、自らの工夫や達成度の確認をする。



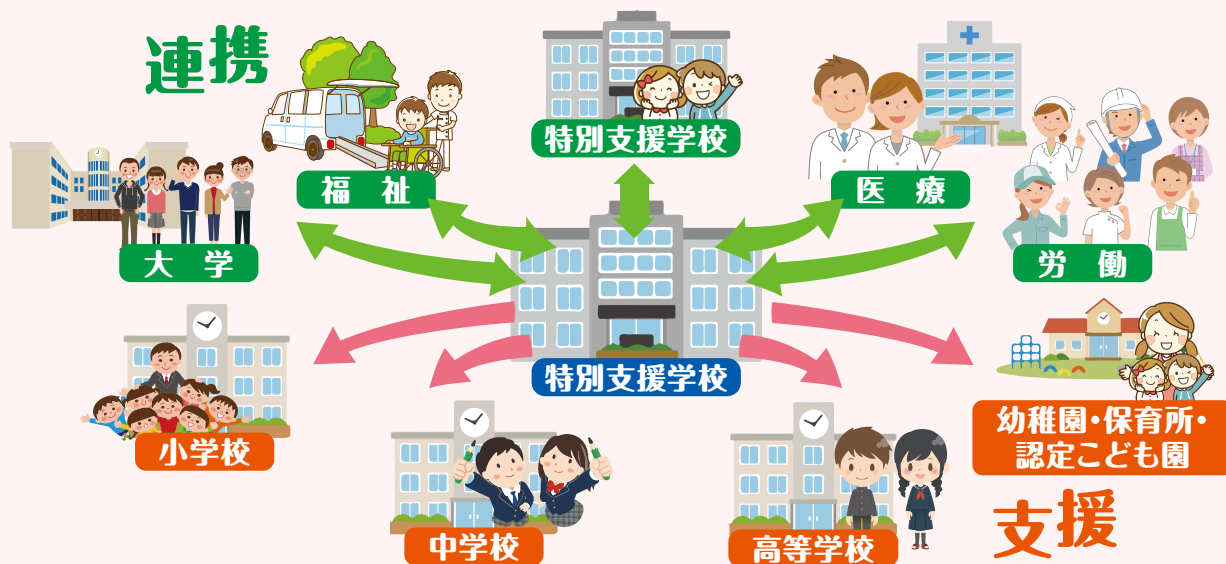
自分の得意とする学習方法を理解し、その方法を身に付けることで、自分に対する自信を高めることができる。

3 県立特別支援学校のセンター的機能について

～「気づき」をつなぎ 充実した指導・支援へ～

県立特別支援学校11校では、全ての学校において教育相談等に対応するための体制づくりを行っています。県内のどの学校に相談いただいても、共通して発揮できるセンター的機能を「8つの強み」として整理しています。

特別支援学校への教育相談等を申し込む際には、ぜひ、これら「8つの強み」を参考にしてください。



県立特別支援学校センター的機能 8つの強み

障害の特性理解・実態把握

学習場面や学校生活で見られる子供たちのつまずきや、つまずきの背景にある障害の特性等について一緒に考えます。

教育課程の編成

「自立活動」「生活単元学習」など、特別支援学級の教育課程について、先生方の疑問にお答えします。

つなぎ愛シート・個別の指導計画の作成と活用

子供たちの学びや支援を効果的に引き継ぐため、2つの計画の作成や活用について、助言・支援を行います。

自立活動の指導

学習指導要領の改訂により、自立活動の項目も改訂されました。子供の実態をふまえた指導内容の設定方法や評価方法について一緒に考えます。

教材・教具の作成と活用

工夫した教材・教具は子供たちの学びへの意欲を引き出します！教材・教具の作成のポイントや効果的な活用方法をお伝えします。

研究協力・特別支援教育に係る情報発信

特別支援教育を進めるために、先生方の研修をサポートします。また、各学校では特別支援教育に係る情報も随時発信しています。

障害のある子供のキャリア教育

子供たちの社会的・職業的自立に向けて、キャリア教育の視点から、日々の授業や学校生活で大切にしたいポイントを一緒に考えます。

特別支援学校が有するネットワークの照会

特別支援学校間をはじめ、福祉・医療・就労等関係機関との連携や、ネットワークを生かした効果的な支援について、必要に応じて情報を照会します。

このリーフレットに関するお問い合わせ

和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課特別支援教育室

電話 073-441-3683 FAX 073-441-3652